

平成28年4月1日

秋田県における大学、短期大学及び高等専門
学校間の単位互換に関する協定書

秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学、ノースアジア大学、秋田看護福祉大学、日本赤十字秋田看護大学、秋田公立美術大学、秋田栄養短期大学、聖靈女子短期大学、日本赤十字秋田短期大学、聖園学園短期大学及び秋田工業高等専門学校（以下「参加大学等」という。）は、相互の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に多様な学習機会を提供することを目的とし、次により単位互換を行うことに合意する。

（対象学生）

- 1 本協定により単位互換ができる学生は、参加大学等に在学する学生とする。

（受入学生の呼称）

- 2 本協定に基づき、参加大学等が受け入れる学生は、特別聴講学生と称する。

（受入学生数）

- 3 参加大学等が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲とし、必要に応じ、参加大学等間で調整する。

（履修方法）

- 4 特別聴講学生の科目登録、単位の認定等については、受入大学等の規則の定めるところによる。

（授業料等の費用）

- 5 受入に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

（会議）

- 6 本協定による単位互換を円滑に実施するため、運営に関する会議を大学コンソーシアムあきたに置く。

（有効期間）

- 7 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から3年間とし、有効期限の6か月前に参加大学から改廃について意思表示がない場合は、3年ごとに更新される。

（改廃）

- 8 この協定の改廃は、参加大学等間の協議によるものとする。

（その他）

- 9 本協定書の定めるもののほか、単位互換の実施に関する細目は、覚書により別に定める。

秋 大 学 学長

秋 県 立 大 学 学長

国 際 教 養 大 学 学長

ノース アジア 大 学 学長

秋 田 看 護 福 祉 大 学 学長

日本赤十字秋田看護大学 学長

秋 田 公 立 美 術 大 学 学長

秋 田 栄 養 短 期 大 学 学長

聖 靈 女 子 短 期 大 学 学長

日本赤十字秋田短期大学 学長

聖 園 学 園 短 期 大 学 学長

秋 田 工 業 高 等 専 門 学 校 校長

山 本 文 雄

小 間 鶯

鈴 木 與 比 大

小 早 連

小 早 連

安 藤 広 子

霜 鳥 秋 则

小 早 連

平 垣 ヨ シ 子

安 藤 広 子

門 田 美 智

米 本 幸 邦